

会 議 録 目 次

平成24年第1回海田町議会3月定例会（第5日目）

平成24年3月22日（木）午前9時00分開議

日程第1	第12号議案	海田町税条例の一部を改正する条例の制定について…	3
日程第2	第13号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
日程第3	第14号議案	海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例の制定について……………	3
日程第4	第15号議案	平成24年度海田町一般会計予算……………	3
日程第5	第16号議案	平成24年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	3
日程第6	第17号議案	平成24年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	3
日程第7	第18号議案	平成24年度海田町介護保険特別会計予算……………	3
日程第8	第19号議案	平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	3
日程第9	第20号議案	平成24年度海田町水道事業会計予算……………	3
日程第10	第21号議案	平成23年度海田町一般会計補正予算（第6号）……………	1 4
日程第11	議会改革特別委員会中間報告……………		1 6
		（閉 会）……………	2 0

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	内 田 和 彦
福 祉 保 健 部	長	窪 地 満
建 設 部	長	野 間 宏 紀
会 計 管 理 者		木 原 晴 彦
企 画 課	長	門 前 誠 司
財 政 課	長	鶴 岡 靖 三
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	花 本 則 之
生 活 安 全 課	長	臼 井 真
住 民 課	長	伊 藤 仁 士
こ ど も 課	長	森 川 雅 枝
長 寿 保 険 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		湯 木 淳 子
都 市 整 備 課	長	飯 田 義 光
建 設 課	長	久 保 田 誠 司
下 水 道 課	長	武 田 昭 典
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次 長		多 幾 山 晃 年
学 校 教 育 課	長	小 田 原 か お り
生 涯 学 習 課	長	佐 々 木 正 樹
水 道 課	長	市 川 英 士
社 会 福 祉 課 主 幹		中 川 修 治

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	細 川 真 示
主 査	森 原 宏 生
主 任	中 村 修 介

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 第12号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 第13号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 第14号議案 海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 第15号議案 平成24年度海田町一般会計予算
- 日程第 5 第16号議案 平成24年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 第17号議案 平成24年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 第18号議案 平成24年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 第19号議案 平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 第20号議案 平成24年度海田町水道事業会計予算
- 日程第10 第21号議案 平成23年度海田町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議会改革特別委員会中間報告

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日は報道のため、テレビ、カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第11に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）この際、日程第1、第12号議案から日程第9、第20号議案までを一括議

題といたします。

去る9日の本会議において予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、予算審査特別委員会委員長から委員会の審査経過並びに結果について報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、崎本委員長。

- 予算審査特別委員会委員長（崎本） 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、平成24年3月9日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。

付託案件及び審査経過については、お手元にお配りした報告書のとおりでございます。

審査の結果でございますが、第12号議案及び第13号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第14号議案については、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。第15号議案については、修正動議が提出され、これを賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第16号議案及び第17号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第18号議案及び第19号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第20号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

- 議長（久留島） 以上で委員長報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第12号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございませうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島） 討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。
- 7番（岡田） 7番、岡田です。第12号議案、海田町税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

東日本大震災では、自然災害である地震と津波だけでなく、原発事故により原発周辺が放射能で汚染されました。今までなかった放射能被害の拡散が今後どうなるのか、不

安があります。この事故をきっかけに、原発に頼るのではなく、思い切ったエネルギー政策の大転換が必要だと思います。

さて、政府は昨年11月30日に、2011年度第3次補正予算で、東日本大震災の復興財源19兆円のうち、全国の自治体負担分など年間8,000億円の費用を賄う増税策を決めました。復興財源の確保を名目に、庶民への増税を押しつけるものであります。復興財源としては、国は、260兆円を超える大企業の内部留保の一部を活用したり、法人税の実効税率の5%引き下げの中止や、証券税制優遇性の中止や、米軍の思いやり予算の廃止、そして政党助成金などの廃止などで財源を確保した上で住民税の増税の理解を庶民から得るべきではないでしょうか。海田町の税条例の改正案は、平成26年度から平成35年度までの10年間にわたって町民税の均等割を500円引き上げるものです。県民税の均等割も同じく500円引き上げになりますから、現行の3,000円から4,000円になるものです。金額の多少にかかわらず、今回の増税の均等割分の増税や、退職金に係る個人の町民税の10%税額控除の廃止は、低所得者や被災者の暮らしを助けるものにはならないのではないでしょうか。増税すべきところに増税し、政党助成金などの憲法違反のものは即廃止して、そこで生み出される増収をまず復興財源にしてこそ住民の理解も生まれるというものではないでしょうか。野田総理は連帯して負担を分かち合うと言いながら、庶民には大增税、企業には減税という財源策では、認めるわけにはいきません。よって、第12号議案、海田町税条例の一部を改正する条例に反対いたします。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りします。

第12号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数です。したがって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。

討論がございませうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論から。住吉議員。

○4番(住吉) 4番議員、住吉です。第13号議案に反対の立場で討論いたします。

私ども民主党は2009年の総選挙の際に、民主党政策集INDEX2009において、介護労働者の賃金引き上げは自己負担や保険料アップにつながらない方法で行いますと国民の皆様方にお約束させていただきました。我が国の介護サービスはいまだ施設入所待機者約42万人の解消のめども立たず、家族介護だけに負担を強いております。その結果、老老介護や認認介護といった言葉が使われているのみならず、介護疲れから、みずから命を絶たれる方、あるいは子が親を殺したり、長年連れ添った配偶者を殺すといった惨劇が後を絶ちません。そんな現状を放置して、いたずらに保険料を引き上げて、その負担を長年この国とこのまちに貢献してこられた高齢者の方々のみに押しつけるのは、もはや政治とは言えません。以上の理由により、本議案に反対いたします。

○議長(久留島) 続いて、賛成討論を許します。西山議員。

○11番(西山) 11番、西山です。第13号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

介護保険制度は3年ごとに見直しが行われ、第5期、平成24年から26年度に実施される介護保険料の改定が行われるものでございます。現在、海田町のこれまでの介護被保険者数、また保険給付費と申しますと、平成23年度見込みでは被保険者数は5,665名でございませうが、平成26年度は予測として6,235名が計上されるようになっております。また、保険給付費におきましては、21年から23年度が42億3,000万余りの給付費でございませうけれども、平成24年度から平成26年度、第5期計画の給付費は49億5,000万余りでございませう。高齢化が進み、介護を受ける方が多くなり、介護保険料を支払った人には十分なサービスを供給する必要がございませう。また、第4期計画では基金繰入れが8,000万余りありましたので、現行の金額で赤字を出さなくて済みましたけれども、この24年から26年度におきましては基金繰入額が予定されておられません。また、今回の介護保険料の改定につきましては、今までは所得段階を8段階としてありましたが、今回は激変緩和のために、9段階、10段階と、2段階多く分類して、低所得者の方には極力保険料を上げないような設定になっております。しかし、もろ手を挙げて賛成する

わけではございません。今回、海田町議会におきましては介護保険・後期高齢者医療保険制度への国庫負担の引き上げを求める意見書案を議員全体で提出しております。この中身は、政府においては、高齢者の負担を軽くするとともに、両制度の充実を図るため国庫負担を引き上げるよう強く求める意見書でございます。しかし、高齢者の皆様、保険料を納めてこられた皆様が十分なサービスを受けられるためには、今回の改定はやむを得ないと判断いたし、賛成の討論といたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「反対討論があります。許可願います」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。介護保険料値上げ条例案に反対討論を行います。

本条例案は、介護保険料の基準額を月額4,160円から5,200円に25%値上げをするものであります。介護保険の問題について言えば、介護保険導入に際して、措置制度のときに国が5割、半分負担していたものを、現在では4分の1に引き下げてしまったことが最大の問題であります。この点から、3月9日のこの議会で、国の負担を増額するよう、意見書が全会一致で可決されました。国に国庫負担の大幅引き上げを求めるとともに、自治体としてはとりわけ低所得者層の負担軽減や減免制度の抜本的拡充を行うべきであります。これ以上の負担増はやめるべきです。住民税は上がり、県後期高齢者医療連合の掛金も上がり、そこへもってきて今回の介護保険料の値上げは、お年寄りにとってはたまったものではありません。しかも、全部均等割です。今回の値上げは、高所得者だけでなくすべての階層、8段階から10段階に、平均8.1%の値上げになっております。年金生活者の方々から、国保、介護保険料が高い今でさえ暮らしが大変なのに、これ以上値上げされたらどうすればいい、何とかしてほしいという悲痛な声です。町でできることは基金の取り崩しぐらいしかできないのであります。介護職員の賃金アップなどに使う処遇改善交付金廃止をしておりますが、これを国民と地方自治体に肩代わりさせようとする国の姿勢が一番の問題であります。以上、反対討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りします。

第13号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（久留島）起立多数です。したがって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案を否決すべきものでございます。討論がございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。本案に対する委員長の報告は、否決すべきものでございます。したがって、まず、原案に賛成の討論を許します。大江議員。

○1番（大江）1番、大江です。委員会では反対の方に手を挙げましたけれども、よく考えましたら、この条例案……。ふるさと館代替として千葉邸跡を利用すると行政から報告がありました。現在の海田町の歴史を知る上で、今、ガイドの会というものが活動しています。その流れの中で、ふるさと館までの郷土資料を説明するというと、かなりの距離があります。ガイドの会を通じて千葉邸跡に郷土のものを持っていくことで、流れの中でもっといろいろな人に海田町の歴史、郷土というものが浸透する確率が高いんです。今、ふるさと館を利用している方は、1日1人から10人。特に小学校・中学校、遠足などに利用されていますが、ふだんは皆さん趣味の会で利用することが多いです。資料館としての役目というものが今あまり利用されていません。その上において、やはりこれがもっと身近なところ、交通網、いろいろなものの便利なところに来ることによって、もっと海田町のまちの郷土を知っていただけるのではないかと。ですから、私はこの海田町のふるさと館条例を廃止する条例の制定について賛成いたします。

○議長（久留島）続いて、反対討論を許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。14号議案、海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例に反対の立場から討論いたします。

今、ふるさと館の品物を千葉邸とかに持っていけば何とかなるのではないかと、るるありましたが、安全管理等の説明はされておられません。それから、このふるさと館の解体は、皆さん承知のとおり、畝保育所をこの場所に建替えるためであります。畝保育所の建替えそのものにはだれもが反対はしておられません、その手法に問題があると言っております。その一つは、何らの検討もせず、ただふるさと館を解体しての建替えに終

始しております。二つ目には、ふるさと館の機能、今も申し上げましたが、どのようにするのかの代替案、これがまた明確に示されておられません。わずか築17年の建物を、既に17年も経過しておりますと過大宣伝し、地元住民の理解を得ようと説明会を開きましたが、その理解は得られず、物別れに終わっております。本当に早く建替えようとするならば、いろいろ検討し、それを議会に提出することこそ、畝保育所の早期建設につながるものと確信しております。執行部において幅広く種々検討に検討を重ねるべきであります。先人たちが一生懸命町民の声を聞き、本町の歴史の館としてつくったものをあたかも廃屋のごとく解体することは、まさに税金の無駄遣いであります。こういう行政こそ是正すべきであります。ここで改めて執行部に対し、畝保育所建設の場所を早急に検討、慎重審議することを求めるとともに、議員各位にはこの条例の廃止に反対することの賛同を求めて、私の討論といたします。以上であります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。本案に対する委員長の報告は、否決すべきものです。したがって、原案について採決します。お諮りします。

第14号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立少数です。したがって、第14号議案は否決されました。

続いて、第15号議案、平成24年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案を修正すべきものでございます。これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論を行います。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。本案に対する委員長報告は、原案を修正すべきものでございます。したがって、まず、原案に賛成の討論を許します。宗像議員。

○5番（宗像）5番、宗像です。原案に賛成する立場から討論申し上げます。

まず、先ほど海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例が否決されました。このことは、ふるさと館を閉館せず引き続き管理運営していくことを意味しております。予算審査特別委員会での私の質問ですが、この条例が廃止できない場合はふるさと館を

解体することができないことを確認しましたところ、執行部の方も、できないという回答をいただいております。また、今回、畝保育所の建設費用の予算については、解体費と建設費を分けて計上しているのではなく、今我々が行うことにしている減額修正につきましては、あくまで建設費用全体の減額を意味しております。その上、議会が議決できるのは款と項のみであり、目、節までは議決できません。したがって、解体費を削減するのであれば、まず畝保育所の建設費から解体工事部分の費用を外し、その解体工事費を第10款教育費の第4項社会教育費のふるさと館費に組み替え、その上で減額すべきであると思います。現状のこのままの減額では、保育所建設の解体工事と建設工事の合算全体枠の減額にしかありません。つまり、解体費のみの工事の減額とはならないと思われまます。最初に述べましたように、既にふるさと館設管条例の廃止条例が否決されている以上、ふるさと館の解体は困難であり、議会として畝保育所の建替えについては、ほとんど反対がない以上、建設工事部分の工事費を削除するという手法を使うのであれば、先ほど申した手法で減額修正を行うべきであるので、この原案どおりの予算に賛成いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）続いて、原案及び修正案ともに反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）次に、原案に賛成の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）続いて、修正案に賛成の討論を許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。第15号議案、一般会計予算案について、修正案について賛成の立場から討論を行います。

今回の修正案は、畝保育所再整備事業の中の工事費の中の解体工事にかかわる2,310万を減額する修正案でございます。本来であれば、行政は、畝保育所早期実現のための請願書を議会として賛成多数で採決いたしておりますので、執行部として今回この予算が計上されたと私は判断いたしております。しかし、住民の皆様のご意見、議会の考えの集結が足らなかったのではないのでしょうか。それがゆえに、今回、第14号議案、海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例の制定についてが否決されました。否決されたということは、先ほど原案に賛成の議員が討論されましたように、本来であれば、修正案を出す必要がなかったかもしれません。しかし、平成23年当初予算、畝保育所再整備実施設計業務委託料、この審議をいたしました。そのときに、畝保育所の建設用

地が決まるまで予算は執行しないでくださいと議員総意で附帯決議をつけました。にもかかわらず、実施計画が執行され、今回に至っております。しかし、海田町ふるさと館設置及び管理条例の廃止が決まっておりますし、住民の皆様のご意見、議員の意見等を踏まえ、畝保育所を建設するのにはだれも反対はしておりませんが、ふるさと館を解体して建設することには反対であり、今回、ふるさと館解体工事費にかかわる予算を減額修正するものでございます。よって、この修正案に賛成の立場で討論を行いました。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第15号議案について採決を行います。まず、修正案について、起立により採決を行います。

第15号議案に対する修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、第15号議案に対する修正案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く部分については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、平成24年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第16号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、平成24年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第17号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第17号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、平成24年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございましたか。

(「議長、反対討論があります」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 反対討論を許します。佐中議員。

○15番(佐中) 第18号議案、介護保険特別会計予算に反対討論を行います。

この会計は介護保険料が大幅に引き上げられた予算を計上されているからであります。財政状況が厳しく、制度を維持するために引き上げはやむを得ないという考え方の人もいらっしゃるでしょう。しかし、払える人はいいですが、貧困にあえいでいる、払いたくても払えない町民はどうなるのでしょうか。基準額で月4,370円から5,598円と、1,228円引き上げられることとなります。年金額が1万5,000円にも満たない高齢者が多くおられる。これは貧困が一層進んだということではないでしょうか。介護保険は公費負担が5割と決まっているところが最大の問題だと思います。利用者は増えるのですから、特に国庫負担を増やさなければ、サービス低下か保険料値上げでしかないいびつな制度です。3月9日には、先ほど言いました意見書を全会一致で可決したところです。特に、国に負担割合を増やせと厳しく迫る必要があるのではないのでしょうか。国に改善を求めるやり方はいろいろあります。国庫負担割合を増やせということを町民挙げてでも取り組む必要があります。なぜ町民に負担を強いる方法になるのか、どうしても理解ができません。公費負担5割、こういう財政構造に縛られる限り、市町村の自治体は保険料値上げか給付削減かというジレンマから抜け出すことはできません。町民から、年金が減り、介護保険と後期高齢者医療も引き上げられる、25年度から住民税も引き上げ

るなんて困るという声は大であります。町民生活が厳しく、介護事業所も安定した経営ができずに苦しんでいるという実態があると思います。介護保険料は、海田町の担当部署は一定の努力はされ、好評であります。しかし、引き上げるべきではありません。国庫負担制度を増やさない限り、町民も地方自治体も破綻する道しかありません。公費負担割合の大幅な引き上げなくして、町民が安心できる介護はありません。国庫負担や県負担の引き上げを要求することで、充実した介護保険制度をつくり上げていくべきではないでしょうか。以上で反対討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りします。

第18号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数です。したがって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。第19号議案、平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

ご存じのように、後期医療の保険料は各都道府県の広域連合で2年ごとに改定され、75歳以上の医療費と人口の増加によって際限なく上がるという根本的な制度の欠陥があります。平成24年度、25年度の広島県の保険料は6万7,241円で、平成23年度の6万2,561円よりも4,680円も引き上がっています。全国でも12番目の保険料の高さです。保険財政の剰余金や県の財政安定化基金を活用しても、大幅な保険料の増が迫られる結果となっております。民主党政権は、政権公約でこの制度の廃止を掲げながら、先送りとして消費税増税とセットで今の国会に法案を提出するという新制度も75歳以上は別勘定

で、保険料が際限なく上がるという仕組みは全く変わっていません。年金は下げられ、高齢者医療の保険料は上がり、介護保険料も上がっています。日本では、年齢や所得に関係なく、病気やけがで病院に行けば手厚い医療を受けられるという権利はあるはずです。しかし、リハビリなど、時間をかければ回復するはずの病気も、期限が限られています。病院には長期入院できないような仕組みになっています。高齢者の年金から支払われる後期高齢者医療の保険料は、広島県は他県に比べて高額です。同じ日本にしながら、この格差は納得できません。高齢者に冷たいこの制度はなくしてほしいというお年寄りの気持ちをもっと大切に考えるべきです。国も今の負担率の34%をもっと引き上げるべきであります。以上のことから、保険料の値上げを含んだ第19号議案、平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計の予算に反対いたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りします。

第19号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数です。したがって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、平成24年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第20号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第20号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、第21号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算を議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第21号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算（第6号）。平成23年度海田町一般会計補正予算（第6号）につきましては、海田中学校屋外環境整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第21号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

まず初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料37の平成23年度補正予算説明書によりご説明いたします。このたびの補正予算は、3月6日に提出いたしました補正予算（第5号）の海田中学校屋外環境整備事業について、工事の仕様を見直すものでございます。プールの解体により生じる残土を処分して、既存のグラウンドと同じ高さにし、整備予定の便所やグラウンドとの境のフェンスの設置を取りやめることで、500万円を増額し、財源を財政調整基金の取り崩しにより確保するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第21号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億8,027万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案の第2表繰越明許費補正についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。繰越明許費の変更でございますが、このたびの補正の500万円を増額するものでございます。

以上で平成23年度海田町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）補正を出してやられたんじゃが、どこがどう変わったか、工事内容の説明を詳しくお願いします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）まず、高さのことですが、今説明がありましたように、グラウンドレベルに合わせてすべて残土を処分することに変えました。そのことによって、必要であった校庭との区切りのフェンス、グラウンドのフェンスを撤去し、また、トイレを設置するようにはしておりましたが、海田中学校のグラウンドにはトイレが一つござい

ますので、そちらを使うことにして、トイレの設置を取りやめました。以上です。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。予算に直接は関係ないと思うんですけども、広島市の権限の部分があるわけですね。形態が変わることによって、広島市との協議の問題、これは今どうなっているのか、あるいは、そのことによって障害が起きるようなことがあるのか、ないのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）学校用地のままでの使用でございますので、協議の必要はないものと認識しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）いや、そのことによって広島市がいろいろ条件をつけてきたり、一定程度のクレームをつけてくる、そういう可能性があるというように私は考えるんです。そういう可能性があるんだったら、事前に協議して、そのことが必要ではないかなというように思うので、その点はどうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しの答弁になりますが、学校用地の使用のままの状態でございますので、協議は必要ないものと認識しております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第21号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第21号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、議会改革特別委員会中間報告を議題といたします。議会改革特別委員会から、議会改革に関する諸問題の調査・研究について中間報告をしたいとの

申し出があります。お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の中間報告を受けることに決めます。議会改革特別委員会委員長の発言を許します。岡田議員。

○議会改革特別委員会委員長（岡田）7番、岡田です。議会改革特別委員会の調査項目について、会議規則第43条2の第2項の規定により、調査の結果を中間報告いたします。まず、お手元にお配りしております委員会調査中間報告書をご覧くださいませようをお願いいたします。今回は、平成22年7月5日に開催した県内調査から第10回までの委員会における調査の概要及び結果について報告いたします。2ページの項目3からです。

まず、平成22年7月5日に県内調査を実施いたしました。県内で初となる議会基本条例を制定した三次市議会の調査を実施し、議会基本条例制定までの経緯、取り組み経過などについて説明を受けました。また、新庁舎建設に合わせて議会中継システムを導入した北広島町議会の調査を実施し、システム導入までの経緯、効果などについて説明を受けました。

次に、平成22年11月9日に第7回委員会を開催し、各調査項目について順次内容を審議し、次のとおり決しました。まず、議会中継については、新庁舎建設に合わせて議会中継を実施することを基本としているが、それまでの間について検討することとしました。次に、政務調査費については、当面、現状維持としました。続いて、議会基本条例については、現在、坂町が議会基本条例の制定準備を進めていることから、制定された場合に調査を実施することにしました。

次に、平成23年6月14日に県内調査を実施しました。平成22年6月の議会基本条例施行から1年が経過する呉市議会の調査を実施し、議会基本条例制定までの経緯、取り組みなどについて説明を受けました。

次に、平成23年7月7日に第8回委員会を開催し、まず、議会基本条例については、議会基本条例の制定に向け、取り組むこととしました。このことを受け、全国の議会改革の現状、議会基本条例のあり方などについて知識を深めるため、有識者による講演会を実施することにいたしました。また、議会改革に係る調査票の提出について、議会改革に係る調査票を委員全員に配付し、8月10日までに提出を求めることとしました。

次に、平成23年11月30日に講演会を開催いたしました。講師に財団法人地域開発研究所の牧瀬稔氏を迎えて、全国の議会改革の現状、議会基本条例のあり方などについての講演を実施しました。

次に、平成24年1月12日に第9回委員会を開催しました。まず、各委員が提出した調査票をもとに、議会改革に係る調査項目一覧表を作成し、その内容について各提出者から内容説明を受け、各項目の内容審議については、次回の委員会から行うことといたしました。まず、議会基本条例の素案は、議会運営委員会で検討することとしました。また、町民に町政への関心を高めてもらうために、役場庁舎ロビーにおいて議会のテレビ中継を導入することについて執行部から申し出があり、これを了承することとしました。

次に、平成24年2月10日に第10回委員会を開催いたしました。各調査項目について順次内容を審議し、次のとおり決定いたしました。まず、会派制の導入は、類似団体の動向を調査し、継続審議としました。質疑回数制限撤廃及び一問一答方式の変更は、現状維持としました。次に、予算決算常任委員会の設置は、研究し、継続審議することとしました。次に、調査・研究の推進は、今後の研究課題として継続審議としました。次に、一般質問における、お願いします、要望しますなどの発言は厳に慎むこととしました。次に、議会だよりの編集については、発行期日を現在5月1日としている議会だよりに限り、4月20日の発行とし、ホームページのアップをもって発行とし、各戸への配布は従前どおりとしました。次に、記載内容の改善は、本会議や委員会等に係る記事で、討論者名を記載する方針で、詳細については広報委員会において論議することとしました。また、これまで10回行った調査について、3月定例会において中間報告をすることとし、報告書作成については委員長一任とすることとしました。

以上で議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、会議規則第43条の2第2項の規定により議会改革特別委員会からの中間報告を受けたものですので、議会改革特別委員会中間報告については、これをもって終結いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

この際、海田町議会議員互助会の表彰式を慣例によって行います。事務局長。

○議会事務局長（細川） それでは、海田町議会議員互助会永年表彰を行います。お名前をお呼びいたしますので、前の方へお願いいたします。勤続10年表彰でございます。岡田良訓議員。

○議長（久留島） 表彰状。岡田良訓殿。あなたは、海田町議会議員として永年地方自治の発展・伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。平成24年3月22日。海田町議会議員互助会会長、久留島元生。おめでとうございます。

（記念品授与）

○議会事務局長（細川） 同じく、勤続10年表彰でございます。西田祐三議員。

○議長（久留島） 表彰状。西田祐三殿。以下同文。おめでとうございます。

（記念品授与）

○議会事務局長（細川） 同じく、勤続10年表彰でございます。渡辺善隆議員。

○議長（久留島） 表彰状。渡辺善隆殿。以下同文。おめでとうございます。

（記念品授与）

○議長（久留島） 以上で表彰式を終わります。

この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡） 議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。私から、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、先ほど表彰を受けられました方々に心からお祝いを申し上げます。誠にありがとうございます。

次に、専決処分についてでございますが、今国会で地方税法の一部を改正する法律案が審議されております。この法律案が成立しますと、課税事務上の必要がある場合がございますので、この場合、関係条例を専決処分させていただきたいと思っております。

次に、3月6日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆さん方には本会議及び予算審査特別委員会で慎重かつ熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。審議の過程におきまして皆さんから賜りましたご意見やご要望は、新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいります。今後ともご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久留島） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。平成24年第1回定例会も本日をもって閉会となりますが、3月6日から今日まで長期間にわたり、議員の皆さん

におかれましては、真剣で熱意ある姿勢でご審議いただき、さらには、議事進行にも多大なご協力をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。また、町長をはじめ執行機関の皆さんには、審議の間、常に懇切丁寧なる説明なり答弁をいただき、そのご労苦に対しましても深く敬意を表するものでございます。

さて、今議会は来年度の海田町を方向づける平成24年度予算を決定するという極めて重要な議会でありました。税込の落ち込みもある中で、前年度と比較すると予算の苦しい枠組みも見られ、町執行部におかれましては大変苦心の跡がうかがえます。しかし、町民のサービスを低下させることなく、貴重な予算を厳しい管理のもとで、町民が安心できるまちづくりを目指し、努力されることを切に希望するものであります。

最後になりますが、今年度を最後に定年等で勇退されます職員の皆さん、誠に長い間、町民のため、町政進展のためにご尽力いただきましたことを心より感謝とお礼を申し上げます。ご苦労さまでございました。また、議員の皆さん、執行部の皆さん、季節の変わり目ゆえ、また花粉の季節でもございます。健康に留意されまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

以上で本日の会議を閉じます。これにて、平成24年第1回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午前10時02分 閉会